

Q

もう可能では、小学生医療費の無料化
古タイヤ処分で営農支援を



高橋 一由 議員

広域行政組合の出資金返納が実施にうつれば」等の答弁が繰り返されてきました。これらの条件は整いつつありますが、無料化はいつから実施が可能か伺います。

小学生の医療費無料化については、議会ごとに早期実現を求めてきました。しかし、財源確保のため「財政シミュレーションの結果を見てから」、「ダム納付金の過誤返還金や

次に、果樹農家が防霜対策として購入した古タイヤが燃焼禁止となったため、放置されたまま営農活動の障害となっています。早急に処分への支援策を講ずるべきと考えますが、答弁を求めます。



畑に放置された古タイヤ

A 小学生医療費無料化は、

20年度決算、中期財政見通しの再考を踏まえ、実施時期は市長が判断することとしています。現在、世界同時不況、政権交代の影響、梁川小学校の改築等、新要素を加え検討中で、結論までにはもう少し時間がかかるものと考えています。

また、古タイヤ処分については、かつて防霜用として燃焼して利用されていましたが、環境問題等から禁止となりました。併せて、廃棄物などの

Q

伊達市が目指す「市民協働」と「安全、安心」なまちづくりについて



菅野與志昭 議員

処理に野焼きもできなくなつたことから、市内各所に放置されているものと思われますので、関係機関と協議し、対応して参ります。

全、安心な伊達市に向けて、今後どのように取り組んでいくのか質問します。

A 協働によるまちづくりを推進するために、

職員の意識改革が必要であることから、職員研修を行ってきました。さらに、協働のまちづくり推進市民会議を設置し、市職員による協働のまちづくり推進本部とともに、協働のまちづくりのルールとなる指針づくりも進めています。今年中に指針案が提言される予定で、それを受けて伊達市としての指針を策定し、市民との協働によるまちづくりに積極的に生かしていきたいと考えています。

次に、災害に強いまちづく

りについてですが、昨年防災マップを作成して、全戸配布をしたところです。災害による被害を最小限に食い止めるために、気象情報を的確に把握し、警戒態勢の迅速化、消防署、警察署、消防団との連携を常に密にしているところです。

また、安全、安心なまちづくりの中で、消費者の消費生活における被害防止、安全確保についてですが、9月1日、消費者庁が設置され、当市におきましても、消費生活係を新設し、消費生活等の相談窓口体制の強化を図ったところです。今後は消費者問題に限らず、相談窓口の強化が課題となりますので、人材育成に力を入れて、頼れる窓口とすることが重要であると考えています。

伊達市議会の
ホームページを
開設しています

要望活動

水道料金の低廉化と 統一化等に関する要望書の提出

8月19日、福島地方水道用水供給企業団に対して、低廉で豊富な水道水の確保と統一料金の早期実現などについて要望書を提出しました。正副議長、高橋一由、福島地方水道用水供給企業団議会議員、建設水道常任委員会委員7名が同席しました。



福島地方水道用水供給企業団への要望活動

都市計画道路中央線の 整備促進に関する要望書

10月23日、佐藤憲保県議会議長、佐藤雄平県知事、秋元正國県土木部長に対して、伊達市梁川町において、県が事業主体により進めている都市計画道路中央線（国道349号）右城町・大町工区の整備と併せて、川北地区の歴史を活かした「うつくしい道づくり」と「ゆとりと潤いのある街並みの整備」を実現するため、要望書をそれぞれに提出してきました。正副議長、正副建設水道常任委員長が出席しました。

国保の一部負担金減免制度については、国において平成22年度中に実施されるよう、一定の基準を示すとされ、特別調整交付金を使って、負担分の半分を国が見ることができ



菅野 富夫 議員

Q
医療費の負担軽減について

ないか、検討されています。

伊達市として厚生労働省の課長通知にある人のほか、恒常的な低所得者も減免の対象として要綱を作るべきと思います。

また、伊達市の医療機関の未収金状況の把握と無料低額診療事業への対応について所見を伺います。

A 一部負担金減免制度
を実施するためには、

基準を定める規定が必要となりますが、伊達市では現在、この規定はありません。制度を定めていなかった理由は、減免を実施した場合に、国からの交付金等による補助制度がなく、減免額を国保会計で負担することになり、国保税を上昇させる要因となつて、他の被保険者の負担を増大させることや、該当の可否について、国の統一した基準が定められていない現状では、判定することが難しいなどがあります。現在は、税の減免制度があり、生活困窮者の対

応は十分に行っている」と認識していますが、国が平成22年度に一定基準を示す予定とありますので、その通知を受け検討したいと考えています。

次に、伊達市の医療機関の未収金の状況ですが、市では調査把握はしていません。また、無料低額診療事業への対応については、社会福祉法に基づき、都道府県等が医療機関を認可するものであり、保険者が直接かわるべきものではないと考えていますが、職員が知識として知るべきことであると考えております。

あなたの声を議会に

住民が地方公共団体や地方議会などに対し、要望や希望を述べることを
 請願と言います。憲法第16条の基本的人権や地方自治法第124条により請
 願権が認められています。

請願の取り扱い

議会に提出された請願は、内容により所管する常任委員会で審査され、本会議において採択・不採択を決定します。結果は、請願者に通知します。

請願書の出し方

表紙には請願件名および紹介議員の署名を記載し、さらに、本文では趣旨・提出年月日・請願者の住所・氏名（法人の場合は名称と代表者の氏名）を記載し、押印のうえ議長あてに提出してください。

- 必要に応じて略図を添付してください。

● 請願書は次の様式により、できれば横書きとしてください。

表紙	本文
○○○に関する請願書	(件名) ○○○○○○○○
	請願の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・
	平成 年 月 日 市議会議長あて
紹介議員 氏 名 ㊟ (署名又は記名捺印)	住所(代表者の) 氏名 ㊟ 外 名

(注意)

請願(陳情)は原則として3、6、9、12月の年4回開催される定例会で審査されますが、提出期限がありますので議会事務局に確認の上、早めに提出してください。

陳情書の出し方

陳情書は、請願書と同様に提出してください。紹介議員は必要ありません。
【お問い合わせ】 伊達市議会事務局 電話番号：024-575-1217